

職員の懲戒処分について

下記のとおり懲戒処分を行いましたので、児玉郡市広域市町村圏組合職員の懲戒処分の公表に関する規程第3条の規定に基づき公表します。

記

- 1 件 名 職員の懲戒処分について
- 2 被処分者 児玉郡市広域消防本部 中央消防署 上里分署 消防士 26歳
- 3 処分年月日 令和3年3月3日
- 4 処分の種類 懲戒処分 停職4月
※ 被処分者は、処分年月日付で依願退職

5 処分の理由

被処分者は、令和2年2月から令和3年1月にかけて、勤務中、上里分署職員8名から複数回にわたり合計で現金約17万円を窃取した。

この行為は、全体の奉仕者たる公務員としてあるまじき行為であり、当消防本部の消防行政に対する住民の信用を大きく失墜する行為をしたことにより処分するもの。

- 6 処分の根拠 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号
・信用失墜行為の禁止違反
・全体の奉仕者としてふさわしくない非行

7 監督責任

監督職員の上里分署長に対しては、消防長による口頭注意

8 その他

本庄警察署へ被害届を提出済みの事案

お問い合わせ先

児玉郡市広域消防本部 総務課

埼玉県本庄市西富田904-3

連絡先 0495-24-0119

FAX 0495-24-8393